

2019年1月15日

Japan tax alert

EY税理士法人

最重要局面を迎えた英国 のEU離脱(Brexit) - 予想される結果と影響

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したアラートは、
下記サイトからご覧になれます。

www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html

英国による欧州連合(EU)離脱プロセスは、これまでで最も重要な局面を迎える見込みです。

2018年11月14日、欧州委員会と英国の交渉官は、離脱協定の全体、及び将来のEU・英国関係に関する政治宣言の概要について合意に達しました。11月22日、政治宣言の草案が公表され、達せられた合意のさらなる詳細が示されました。この離脱協定は、11月25日にEU加盟国の27カ国すべてに承認されています。

この取決めを受けて英国政府は、離脱協定に関する下院での5日間の審議の上で、事前に約束されたとおり「重要な投票(meaningful vote)」を行う方針を示しました。この採決は当初12月中に行われる予定でしたが、政府により2019年1月15日に延期されました。

英国の議会採決結果により発生する可能性のあるシナリオ概要は、以下の通り

です。

2019年1月15日に英国議会在離脱協定を承認した場合

英国議会在離脱協定を承認した場合、英国政府は離脱協定法の諸条項を盛り込んだ新しい法案を議会にかけます。英国は2019年3月29日(「離脱日」)23時の時点で正式にEU加盟国ではなくなりますが、それ以降、2020年12月31日まで移行期間が設けられ、この期間中はすべてのEU法令がEU加盟期間中と同様に、英国に対しても引き続き適用される見込みです。この移行期間は、完全な貿易協定が期限までに合意されなかった場合には、延長される可能性もあります。

2019年1月15日に英国議会在離脱協定を承認しなかった場合

現在の情勢では、現行の取決めに関する英国議会採決で英国政府が敗れる可能性は大きく、これに伴い、採決から離脱日までの間に以下のような様々なシナリオが考えられます。

離脱日の延期

例えば英国議会在離脱協定の承認にさらなる時間を必要とする場合、英国は現行の離脱日を超えてリスボン条約第50条に基づく離脱プロセスの延長を要請する可能性があります。

EU側は、全会一致によってかかる要請を承認することができます。現在のところ、メイ政権はEU離脱が予定どおり3月29日に実施されると断言しています。EU側としても、5月23日から26日の欧州議会選挙まで英国がEUに残留することは問題となり得ます。

離脱協定に関するEUとの再交渉

英国政府は、EU離脱の新たな取決めに関する交渉、又は現行の取決めの重要な点に関する再交渉を提案する可能性があります。

この場合、再交渉は現行の取決めの軽微な修正と、それを踏まえた2回目の採決の実施といったシナリオにはならないと思われます。メイ首相が取決めの詳細の明確化を求めてブリュッセルを訪問する機会を設けるべく当初の12月の採決が先延ばしされた経緯を踏まえると、上記のようなシナリオは非現実的と考えられるためです。むしろ広範な再交渉が行われる可能性があります。これには一定の時間がかかり、リスボン条約第50条に基づく離脱日の延長が再び必要になると考えられます。

上記のような再交渉においては、2つの重要なステップが要求されます。第1に、英国はEUに離脱プロセスの延長を要請する必要があります。延長は、EU理事会での採決においてすべてのEU加盟国が賛成した場合にのみ承認されます。第2に、英国政府は、EU離脱法における「離脱日」の定義を変更するための法案を提出しなければなりません。この変更は英国議会で採決されることになります。

内閣不信任投票

野党は正式な内閣不信任投票を求める可能性があります。また、メイ首相が自身の政権基盤の強化を目指して信任投票を求める可能性もあります。

内閣不信任案が可決された場合は、以下のようないくつかのシナリオが考えられます。

- 14日以内に内閣信任案(すなわち、現政権又は何らかの新政権の信任案)が可決されない場合、繰上げ総選挙が行われます。考えられる最も早い投票日は、この14日の期間に信任を得られる内閣が成立しないことが明確になった日から25営業日後となります。
- 例えば現政権が、現行のEU離脱の取決めに関する何らかの新たな譲歩を提案することにより、14日以内に内閣信任案が可決された場合、現政権は存続します。
- 最後の可能性は政権交代です。これは、別の首相が率いる新たな保守党の少数政権、連立政権、又は信任投票において他政党からの支持を取り付けた別の政党の少数政権が誕生することを意味します。

新政権は異なるEU離脱政策を掲げる可能性があるため、様々な選択肢が再検討されることが考えられます。

メイ首相による現行のEU離脱の取決めを掲げた前倒し総選挙の実施

メイ首相は、現行の取決めに対する政治的信任を得るべく、前倒し総選挙を実施することが膠着状態を打開するための最善の方法であると判断する可能性があります。

前倒し総選挙を実施するためには、議会任期固定法に基づく下院での採決が求められ、下院の3分の2の賛成が必要となります。投票日は最短で25営業日後となりますが、それより遅くなる可能性もあり、正確な日付は首相によって決定されます。

「再交渉」案シナリオと同様に、この一連の過程でも、リスボン条約第50条に基づく離脱プロセスの延長をEUに要請する必要が生じる可能性があります。

第2回国民投票

英国政府が国民投票を再度実施する道を選択する可能性もあります。第2回国民投票を3月29日より前に実施することは遅過ぎると考えられるため、再交渉や前倒し総選挙と同様に、リスボン条約第50条に基づく離脱プロセスの延長が必要と思われるます。

第2回国民投票が最善の道であると政府が判断した場合でも、これが自動的に実現するわけではありません。国民投票を実施するため、及び投票権者や設問等のルールを決定するための新たな法案が可決される必要があります。選挙管理委員会が設問に関する検討と勧告を行う時間が必要になることから、このプロセスを急ぐことはできません。その上で、法案において設問が定義されます。

法案が可決されると、今度は国民投票自体の準備に時間がかかります。投票の実施前に、各政党が運動を行うことのできる法定の「国民投票期間」を設ける必要があります。要求される上記のすべてのステップを完了するための最短期間は約22週間であると指摘されています。

仮にこれを短縮できたとしても、スケジュールは3月末に間に合わず、場合によっては2019年の夏にずれ込むと思われるます。

EU離脱の中止

最後の代替案は、英国がリスボン条約第50条に基づく通告を一方的に取り消し、EU残留を選択することです。欧州司法裁判所は12月に、英国は誠実に基づくことを前提として依然としてかかる一方的な方向転換を行うことができるとの判断を下しました。しかし、第2回国民投票を求める声が議会を含めて高まっているにもかかわらず、政府はかかる方向転換を断じて行わない姿勢を示しています。

ハード・ブレグジット(Hard Brexit)

2019年3月29日にEU単一市場へのアクセスを断念する離脱であるハード・ブレグジットが行われた場合、英国は、EU加盟国としての恩典を保全する移行期間なしにEU加盟国の地位を失うこととなります。英国は、単一市場への完全なアクセスを返上するとともに、EUだけでなく関税同盟の完全なアクセスを返上します。この案では、英国が国境の完全な管理権を獲得すること、諸外国と新たな貿易の取決めを結ぶこと、及び自国領土内の法律を適用することが優先されます。

このシナリオでは、英国は当初、世界貿易機関(WTO)のルールに依拠することになると考えられます。

ハード・ブレグジットによる潜在的な税務上の影響

税関検査

現在、EUの関税同盟はすべての加盟国にわたる関税上の単一地域を形成しており、EU域内を移動する物品には関税が課されないと同時に、域外から輸入される物品にはすべてのEU加盟国に共通の関税率が適用されます。しかし、英国がハード・ブレグジットのシナリオを実行した場合、EUから英国に、又は英国からEUに輸入されるすべての物品は、正確な関税率の適用を確認するために輸入港での検査が必要となり、結果として企業におけるサプライ・チェーンの遅延の可能性が生じられると思われまます。

関税

英国は関税に関するWTOのルールに従う必要があります。英国はEUに輸出した物品及びサービスに対する関税を支払い、逆もまた同様ですが、英国が支払う関税は「最恵国」税率となり、双方が報復関税を課したり貿易戦争を仕掛けたりすることは禁じられます。

WTOの関税率は、ワインの32%から、小麦製品の12.8%、自動車の9.8%、そして液化天然ガスの4.1%に至るまで様々です。

VAT

英国は、EU離脱後も現行のVAT制度を概ね維持すると思われまます。ただし、納税者は欧州裁判所への上訴権を持たなくなるとともに、英国政府はVATの税率及び範囲の設定に関してさらなる柔軟性を得ることになります。例えば、離脱派はその運動において、英国がEUを離脱すれば家庭用燃料に対するVATは0%に引下げ可能と訴えました。

源泉徴収税

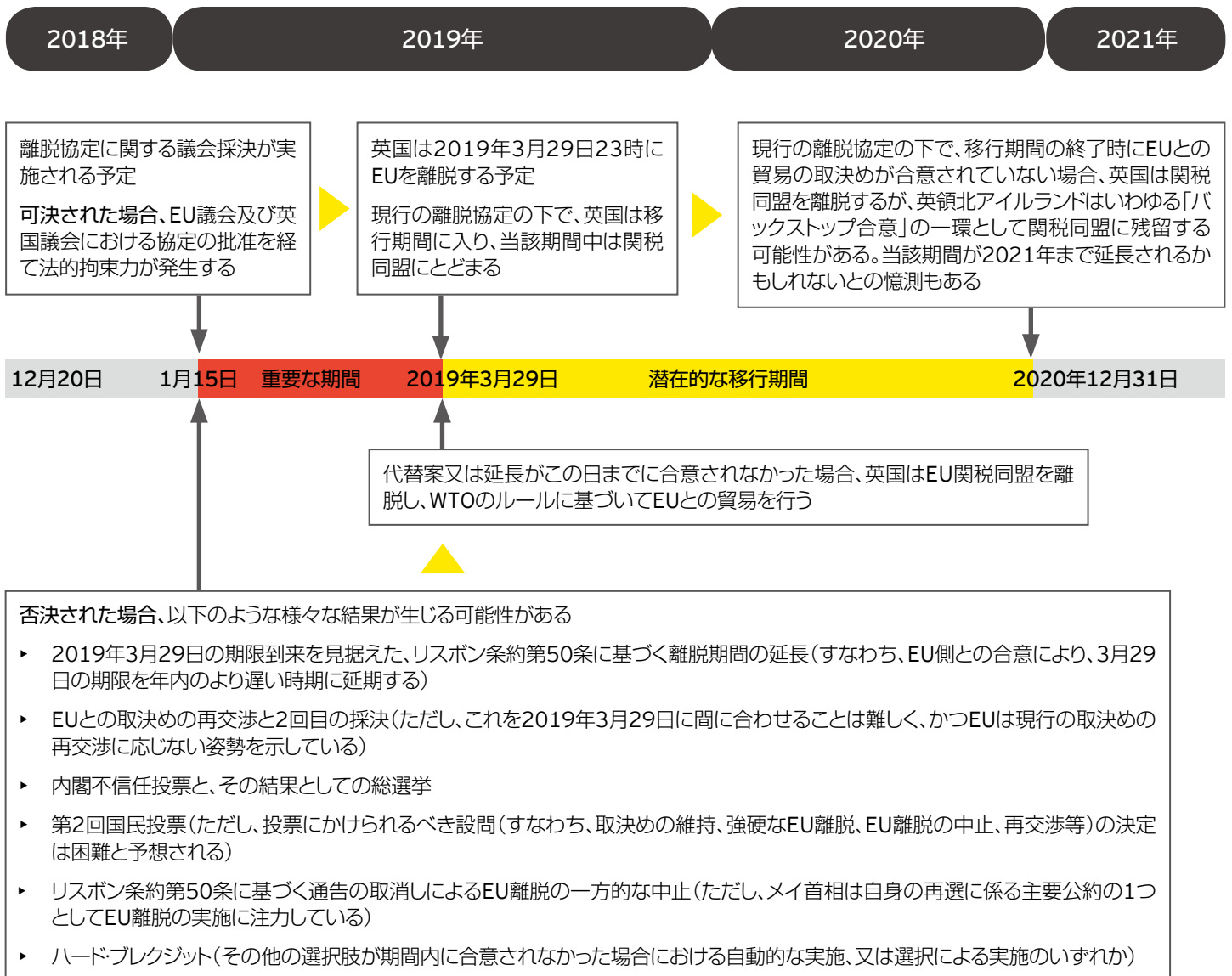
英国を拠点とする企業グループは、英国のEU離脱により、親会社指令又は利子・ロイヤルティ指令における源泉徴収税の免除の恩典を受けられなくなります。既存の英国の租税条約すべてが0%の源泉徴収税率を規定しているわけではないため、源泉徴収税の軽減にあたってEU指令に依拠している場合は見直しが必要となり得まます。

日本企業による投資への影響

2016年6月23日の国民投票から来る2019年1月15日の議会採決までの間、日本の企業グループでは、英国のEU離脱が自社のビジネスに及ぼす影響を把握するための様々な取組みを行っています。未だ残る不透明感が、正確な影響の判断や取るべき行動の決定を困難にしています。一部の企業では重大な変更や再編が実施されています。ハード・ブレグジットが行わ

れた場合は、多くの企業において大規模な混乱が生じると可能性があります。移行期間が設けられた場合、又は離脱日の先送りが行われた場合は、1月15日の採決の結果を分析し、これに基づいて行動するための残り時間が与えられます。EYのBrexitチームは、ビジネスの計画にかかる日英税務当局への対応を手掛けてきた豊富な経験を生かし、日英両国において、様々な影響や取るべき行動の分析について支援します。

英国のEU離脱スケジュール(2019年1月10日現在)



本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

ジョナサン・スチュワート スミス	パートナー	jonathan.stuart-smith@jp.ey.com
ヨアヒム・ストッブズ	パートナー	joachim.stobbs@jp.ey.com
クレア・ブル	シニアマネージャー	clare.bull@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20190115

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp